

令和8年度

地方独立行政法人山口県産業技術センター一年度計画

令和8年3月

(令和8年度方針)

令和6年度から始まった第4期中期目標期間においては、第3期中期目標期間までの取組により培われてきたイノベーション創出基盤やものづくり技術基盤を最大限に活かし、本県の活力の源となる産業力の強化に向け、取組をさらに進めていくこととしている。

このため、第4期中期目標期間の中間年度に当たる令和8年度は、中期目標の達成に向けて取り組むべき業務の方向性を盛り込んだ第4期「技術戦略」を基本に、「中核的技術支援拠点」として、より一層の技術支援力の強化を継続的に推進する。併せて、広報戦略に基づく「情報発信」を積極的に実施する。

また、県内企業のデジタル化・脱炭素化の流れを踏まえて、本県の強みを活かした新たなイノベーションの創出や更なる成長産業分野の育成・集積、付加価値の高いものづくりの推進に向けた取組を着実に進めることを本年度計画策定の方針とする。

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 産業力強化に向けた新たなイノベーションの創出に関する目標を達成するためにとるべき措置

県内企業が社会変革や社会経済情勢の変化に的確に対応し、本県産業の持続的な成長と発展を促進するため、ものづくりを中心とした産業集積や高度技術、産学公金の連携基盤を活かし、産業分野のデジタル化や脱炭素社会の実現等に貢献する新たなイノベーションの創出や更なる成長分野（10の重点成長分野※）の育成・集積に向けた取組を、県や国の施策を踏まえながら積極的に展開する。

(1) 研究開発・事業化を支援する体制の強化

- ① 更なる成長が見込まれる環境・エネルギー関連産業（水素エネルギー関連産業を含む）、医療関連産業（ヘルスケア関連産業を含む）、バイオ関連産業、半導体・蓄電池産業などを支援する「イノベーション推進センター」を継続・運営する。特に、水素エネルギー関連産業分野については、令和7年度に設置した水素実証推進センターにおいて、「コスト競争力強化を図る再エネ等由来水素サプライチェーンモデル構築・実証事業（環境省）」を実施し、「水素先進県」の実現を目指した取組を推進する。
- ② 航空機・宇宙産業を対象として、県内企業の衛星データの利用促進を支援する「宇宙データ利用推進センター」を継続・運営する。
- ③ 水中次世代モビリティ関連産業等の新たなイノベーションの創出を支援する「水中ロボット技術研究会」を継続・運営する。
- ④ 産業分野における脱炭素化に向けた取組を推進する「カーボンニュートラル推進チーム」を継続・運営する。
- ⑤ デジタル技術の導入促進などIoT等関連分野を対象として、IoTベンダーとユーザーの協創によって新ビジネスの創出を支援する「IoTビジネス創出支援拠点」を継続・運営する。

※ 10の重点成長分野：「やまぐち産業イノベーション戦略（第2次改定版）（2024年3月改定）」で設定された、県が今後重点的に伸ばしていくべき次の10の産業等

基礎素材型産業、輸送用機械関連産業、医療関連産業、環境・エネルギー関連産業、バイオ関連産業、半導体・蓄電池関連産業、水素エネルギー関連産業、航空機・宇宙産業、ヘルスケア関連産業、未来技術関連分野

（2）産学公金や企業間連携による研究開発・事業化の促進

これまでの取組により培われた産学公金や企業間の連携等を引き続き活用・促進し、オープンイノベーションを積極的に推進することで、企業の研究開発プロジェクトの発掘・創出に取り組む。

また、研究開発プロジェクトが円滑に実施され、県内中堅・中小企業での事業化につながるよう、プロジェクトの進捗管理、国等の提案公募型事業（競争的資金）の獲得の支援を通じて、中小企業の研究開発や事業化を促進する。

（3）数値目標

ア イノベーションの推進による提案公募型事業の獲得件数 21件

イ イノベーションの推進による成長産業分野の事業化件数 17件

2 中小企業の「底力」の発揮に向けたものづくり力の高度化・ブランド化の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）研究開発の推進とその成果の普及

これまで実施した基礎研究等を基盤に、県内企業の新技術の開発や研究開発力の強化、新事業展開等につなげるため、応用研究や実用化研究に切れ目なく取り組む。

DXの活用や脱炭素化にも資する以下のテーマや事業を中心に研究開発を実施する。

- ① 板金加工における設計製造データ作成自動化に係る支援技術の開発
- ② 混合衣類のケミカルリサイクル技術の開発
- ③ 水素社会の構築を目指した次世代高機能電極の開発
- ④ やまぐち美味しい日本酒創出事業
- ⑤ 3Dものづくり技術によるデザイン支援事業

研究開発成果については、各種研究会や企業訪問、学協会等で広く発信するとともに、受託研究・共同研究などにより企業への移転を推進する。

（2）知的財産の取得と活用

知的財産運用指針に基づき、山口県産業技術センター（以下「センター」という。）の研究開発により得られた優れた新技術や知見の効果的な活用を促進する。また、研究開発成果の知的財産化やその普及に努め、県内企業の独自技術の開発やその知的財産化を支援する。

（3）企業の技術革新の促進

ア 各種技術研究会活動の活性化

「やまぐちブランド技術研究会」において、活発な研究会活動を継続的に行う。また、各種研究会活動等を通じて大学・支援機関等とのネットワークの強化を図ることで産学公が連携・協働した取組を促進させるとともに、最新情報の収集や要素技術の開拓等により、企業の新製品の開発や新技術による生産の脱炭素化などの中小企業の技術革新の取組を促進する。

イ 研究開発計画策定や資金獲得の支援

県内企業（企業間連携を含む）の技術革新に対する「強い思い」を新事業展開につなげるため、県の技術革新計画制度等を活用しながら、研究開発から事業化までのシナリオづくり（研究開発計画の策定）を支援する。また、それらのシナリオを実現するために必要となる資金を獲得するため、提案公募型事業（競争的資金）の活用を積極的に支援する。

（４）産業を支える人材の育成

企業の中核を担う人材や次世代の技術人材を育成するため、産業界や企業のニーズを踏まえつつ、関係機関と連携しながら、センターが有する知見やこれまでに得られたノウハウ等を活かし、各産業分野を対象とした最新技術等に関するセミナー・講演会等を開催する。

また、これからのイノベーションを担う創造的な人材を育むため、小中学生等を対象に、科学教室など科学技術の理解増進に向けた活動に取り組む。

デザインコンペティションを開催し、県内プロダクトデザイナーや技術者らのスキル向上及び県内プロダクトデザインの振興を図る。

（５）数値目標

ア 特許等の共同出願、使用許諾及び譲渡件数	16件
イ 研究開発に関する提案公募型事業を獲得し、実施した件数	10件
ウ 研究開発・技術支援が事業化（商品化）に至った件数	11件

3 「中核的技術支援拠点」としての更なる機能強化に関する目標を達成するためにとるべき措置

県内企業のものづくりのパートナーとして、ニーズ・シーズの発掘から事業化に至るまでの各段階において、質の高いきめ細やかな技術支援サービスを提供し、企業の技術力の向上や付加価値の高いものづくり、地域課題解決に向けた取組を支援する。

これらを実現するために、以下を実施する。

（１）技術的課題の解決に向けた研究開発・技術相談

ア 基礎研究

県内企業が抱える複雑かつ多様な技術的課題に対し、適切かつ効果的に対応できるよう、「中核的技術支援拠点」として、センターの技術力の強化のための基盤となる基礎研究を以下のテーマを中心に実施する。

① 二軸エクストルーダーを活用した農水産資源の食品素材化

- ② フォトグラメトリー法を活用した大型形状測定の高精度化に係る技術開発
- ③ データ解析手法を用いたリサイクルフィラメント成形方法の確立
- ④ 3D造形物の内部構造の違いによる強度への影響に関する研究
- ⑤ ブルーカーボンに対応した生分解性樹脂複合体の開発
- ⑥ 柑橘果汁の長期保管中におけるにおい減少抑制技術の開発

イ 技術相談

相談体制充実のための専門スタッフを適切に配置し、技術相談への対応能力の向上を図るとともに、サテライト窓口やオンライン相談窓口を設置し、利用者の利便性を高める。

技術相談・支援室を中心としたセンター職員の連携強化による県内企業が抱える複雑・多様な技術課題への対応力を強化することで、企業の技術課題の的確な把握、課題の解決に向けた迅速かつ適切な技術支援に努める。積極的に県内企業を訪問し、新たな顧客を開拓するなど、利用者の拡大を図る。

また、相談内容に応じて他の支援機関と連携を図るなど、より解決につながる支援を提供する。

企業によるセンターの利用が少ない地域等にセンター職員が出向き、相談対応を行う出張相談会を開催する。

(2) 企業ニーズに対応した技術支援サービス

県内企業のニーズを踏まえながら先端的な試験研究機器を計画的に整備し、その機器を有効に活用できる仕組みや体制を確保する。

持続的に地域課題の解決に向けた新たなテーマを発掘することにより企業の研究開発・事業化を推進する。これまでの活動により得られたテーマ案について、調査や検証を実施する。

また、技術支援サービス内容やニーズとの適合性についてアンケート調査等による検証を行い、その結果をフィードバックすることにより技術支援サービスの更なる充実を図る。

ア 開放機器、依頼試験

中小企業が単独で導入することが困難な機器の整備や計画的な機器の保守・校正を継続して行うことで機器の信頼性を確保する。それらを利用した定型の依頼試験や案件毎に対応可能なオーダーメイド試験の実施により、企業ニーズに柔軟に対応する。

また、企業の付加価値の高いものづくりや技術的課題の解決に資するよう、開放機器の効果的な利用方法の提供や試験により得られたデータの解釈などの技術的助言を適切に行う。

イ 受託研究・共同研究

企業の新製品の開発や技術的課題の解決に向けて、企業からの研究依頼に迅速かつ的確に対応するとともに、センターの技術シーズを効率的かつ効果的に活用

して事業化等へつなげていくため、独自の技術やノウハウを有する企業や大学等との共同研究に積極的に取り組む。

また、研究終了後も商品化などの状況を把握し、技術支援を継続する。

ウ 技術者研修

企業の技術力の向上を図るため、3Dものづくり技術、IoT技術、材料技術、食品加工技術など基盤的技術から最新の技術について、企業からの技術者の受入れや企業への職員の派遣による研修を積極的に実施する。

エ 新事業創造支援センターの効果的な活用

県内企業や県内で起業・新規立地を行う企業の技術開発による新事業展開を促進する場として、センターに併設の新事業創造支援センターを効果的に活用するため、入居企業に対して、必要な技術支援を継続して実施するとともに、やまぐち産業振興財団などの支援機関等と連携して必要な経営支援や知的財産支援を行う。

(3) 関係機関等との連携の推進

企業のニーズが多様化する中で、切れ目のない企業支援や県内産業を支える人材の育成等に円滑かつ効果的に取り組むため、企業や大学等の学術研究機関、国立研究開発法人産業技術総合研究所をはじめとした他の技術支援機関、やまぐち産業振興財団、県内金融機関、行政機関等との連携を推進する。

企業、大学・高専、県内研究機関のネットワークの強化を図ることを目的とし、これまで培ってきた関係機関等との連携を活かしながら、研究者・技術者、県内技術系教員・学生等の交流を深める技術者交流会を行う。

(4) 積極的・戦略的な情報発信

令和7年度に策定した広報戦略に基づき、情報発信の目的やターゲットを明確に定めることで、研究成果やセンターの活動の魅力を学会等の外部発表やSNS・Webサイト、地域イベントや展示会等において、積極的かつ効果的に発信する。こうした情報発信の効果を適宜検証し、改善策を講じる。

情報発信を重点的に実施するための体制を強化する。

(5) 数値目標

ア 技術相談件数	4, 180件
イ 開放機器・依頼試験の利用件数	3, 740件
ウ 受託研究・共同研究の実施件数	20件

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 機動性の高い組織体制の確保に関する目標を達成するためにとるべき措置

社会経済情勢の変化や企業ニーズの多様化等に迅速かつ柔軟に対応するため、理事長を中心とした機動性の高い組織体制を確保できるよう、地方独立行政法人のメリッ

トを活かし、必要な措置を講じる。

2 効果的・効率的な業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

業務の進捗状況等に応じ、予算の変更や人員配置を行うなど、弾力的かつ機動的に経営資源の配分を行うとともに、様々な業務のデジタル化や省力化を進め、効果的かつ効率的な業務運営を行う。

また、PDCAサイクルによる事業の検証を行い、その結果を適切に反映させることで、事業の実効性を高める業務運営を行う。

3 業務改革の推進に関する目標を達成するためにとるべき措置

業務改善や経費削減を図るため、業務内容や処理手続を適宜見直すとともに、業務のデジタル化やDXを進めることで、省力化や迅速化、質の向上などの効率的かつ合理的な業務運営が行われるよう業務改革を推進する。

RPAの活用による定型事務作業の省力化を進め、業務の効率化を図る。

4 職員の確保及び育成に関する目標を達成するためにとるべき措置

職員の年齢構成の平準化に努め、技術革新の状況や将来的な産業の動向も視野に入れ、中長期的な採用計画の下、就職説明会への参加等により優秀な人材の確保に努める。加えて、求職者のセンター仕事内容への理解を深めるため、ホームページの職員採用コンテンツを充実させる。

また、多様化・高度化する企業ニーズに対し、質の高いサービスを提供するため、スキルアップ研修や資格取得に係る支援、人事交流等を実施し、職員の資質の向上を図る。

併せて、適正な人事評価を通じて、職員の意識や意欲を高め、個々の能力を伸ばすことにより、組織として力が発揮できるよう取り組む。

(一般的業務遂行能力開発研修)

◎公務員研修

○階層別研修

- ・ひとづくり財団の階層別研修
- ・階層別マネジメント研修

○キャリア形成支援研修

- ・ひとづくり財団のパワーアップ研修

◎センター職員研修

○業務基礎研修

- ・内部研修（新採職員研修、所内事務システム研修 等）
- ・中小企業大学校（公設試験研究機関用プログラム 等）
- ・中四国公設試合同研修会 等

○リスクマネジメント教育・訓練

- ・内部研修（安全・衛生教育、情報セキュリティ、緊急事態対応 等）

・法令上必要な資格等の講習 等
(専門的業務遂行能力研修)

○職務別研修

・OJT及びそれに付帯する研修

○キャリア形成支援研修

・中小企業大学校や大学等外部機関への研修派遣

・職員提案型研修

◎大学院博士後期課程職員修学助成

5 コンプライアンスの確保及びリスクマネジメントの強化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 内部統制の強化及び法令遵守の徹底

公設試験研究機関として県民から高い信頼を得られるよう、リスクマネジメント体制の構築、内部監査の実施、コンプライアンス教育の実施、適正な公文書の管理を行うための規程の作成・運用など、内部統制の強化や法令遵守の徹底に努めるとともに、職務執行における中立性及び公正性を確保しつつ、高い倫理観を持って業務を行う。とりわけ、内部統制の強化の一環としてリスク評価シートの運用により、適正な業務運営の確保・改善に努める。

また、安全保障貿易管理について、体制等の見直しを行う。

(2) 情報セキュリティ対策の推進及び情報公開の徹底

職員に対して、情報管理やセキュリティ対策等に係る研修を実施するとともに、情報システムや機材の更新及び情報セキュリティポリシーの見直し等により、ハード・ソフト両面での対策を講じる。

また、センターが保有する情報の一層の公開に努め、公正で透明性の高い業務運営に取り組む。

(3) 利用者の安全確保及び職員の安全衛生管理

利用者及び職員にとって安全かつ良好な施設運営となるよう、施設設備の定期的な保守・点検及び修繕・更新を行い、事故の未然防止を図る。

これまで順次実施してきた「トイレの洋式化」を継続し、働きやすい環境づくりを推し進める。

また、職員の安全と健康を確保し、快適な就業環境を整備するため、法令に基づき、適切に労働安全衛生対策を講じる。

(4) 危機管理対策の推進

不測の災害や感染症の発生に備え、社会の変化も考慮しながら事業継続計画（BCP）を適宜見直し、被害の拡大を防止するための対策を検討・実施する。

緊急事態時において、迅速かつ適切に情報の共有や意思決定が行えるようあらかじめ連絡体制の整備や責任者の役割分担等の明確化を図るとともに、円滑な初動対

応が確保できるよう定期的に訓練を実施する。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 多様な財源の確保に関する目標を達成するためにとるべき措置

研究開発や機器整備などの外部資金の獲得に向けた積極的な取組や、企業訪問や情報発信による開放機器や依頼試験の利用促進などにより、自己収入の増加を図る。受託研究・共同研究や国等の事業の受託などの自主財源を確保するための取組も積極的に行う。これらの取組により運営費交付金以外の多様な財源を確保する。

加えて、物価や光熱費等の動向を常に注視し、適正な利用者負担に基づく使用料・手数料の見直しを必要に応じて行なう。

2 予算の効率的な執行に関する目標を達成するためにとるべき措置

効果的に予算を配分するとともに、進捗状況に応じた弾力的な予算の執行により、技術支援サービスを適切かつ確実に実施する。

また、職員のコスト意識の醸成を図りながら経費削減に努め、効率的な予算執行を図る。

3 剰余金の有効な活用に関する目標を達成するためにとるべき措置

中長期的な視点に立った施設設備の修繕・更新や研究開発の推進のほか、新規事業の立上げや既存事業の拡大など、その必要性和実効性を十分に検討し、優先順位を付けながら、剰余金の効果的な活用を図る。

第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の計画的な整備に関する目標を達成するためにとるべき措置

安定的なサービスの提供の基盤となる施設設備が効果的・効率的に活用されるよう計画的に整備するとともに、保守・修繕等をはじめ施設設備の長期的な保全に向けた取組を行い、安全性の確保と利便性の維持を図る。

以下の保守・修繕等を実施する。

- ・防水・外壁改修工事（北棟）
- ・照明器具のLED化（北棟・中棟）

2 環境負荷の低減に関する目標を達成するためにとるべき措置

環境負荷の低減を図るため、引き続き、資料の電子化によるペーパーレスの推進、照明のLEDへの切換えなど省エネルギー設備の導入、グリーン購入、節電等による省電力化など、資源を有効活用する取組の強化を図る。

また、試験研究機器等の購入審査に当たっては、将来の処分時に生ずる産業廃棄物処理に関する情報を踏まえて行う。

第5 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金等	827
自己収入	973
使用料・手数料	41
特許実施料	1
事業収入	709
外部資金研究費等	129
補助金等収入	91
その他収入	1
目的積立金取崩	23
計	1,822

区 分	金 額
支出	
業務費	865
人件費	558
一般管理費	151
施設費	249
計	1,822

(注) 四捨五入の関係で端数が合わないことがある。

【人件費の見積り】

総額558百万円を支出する。

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1, 6 4 9
經常経費	1, 6 4 9
業務費	9 1 5
人件費	5 5 8
管理運営費	1 7 6
財務費用	1
雑損	0
臨時損失	0
収入の部	1, 6 2 7
經常収益	1, 6 2 7
運営費交付金収益	6 2 8
使用料・手数料収益	4 1
特許実施料	1
事業収益	7 0 9
外部資金研究事業等収益	1 2 9
補助金等収益	4 1
施設費収益	0
その他収益	1
資産見返運営費交付金等戻入	3 5
資産見返補助金等戻入	4 1
資産見返寄附金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	▲ 2 3
目的積立金取崩	2 3
総利益	0

(注) 四捨五入の関係で端数が合わないことがある。

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1, 8 2 2
業務活動による支出	1, 5 7 3
投資活動による支出	2 4 9
財務活動による支出	1
次年度への繰越金	0
資金収入	1, 8 2 2
業務活動による収入	1, 7 9 9
運営費交付金による収入	8 2 7
使用料・手数料収入	4 1
特許実施料	1
事業収入	7 0 9
外部資金研究費等による収入	1 2 9
補助金等による収入	9 1
その他の収入	1
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	2 3

(注) 四捨五入の関係で端数が合わないことがある。

※金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

第6 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

3億5千万円

2 想定される理由

補助事業等における支出と収入のタイムラグによる一時的な資金不足及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、試験研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第10 法第40条第4項の承認を受けた金額の使途

前中期目標期間繰越積立金は、試験研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。